

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻
【 法学研究科 博士後期課程 】
試験科目
【 英語 】

【出題意図】

ドナルド・トランプという政治的現象は、単なる一国家のリーダーの交代という枠を超え、近代法ないし近代民主主義が前提としてきた「法の支配」のあり方に根本的な問いを投げかけた。その問いを解明する上で極めて重要な視座を与えるのが、法哲学におけるクラシックな考え方ともいえる「法実証主義」である。すなわち、「トランプ以前」の考え方である法実証主義は一見トランプ的なものと親和性があるとも考えられるが、決定的にそこには「段差」が存在すると考えられる。トランプ氏の政治手法と法実証主義の交差点を分析し、現代における法の正当性と限界について考察させる。

【問題】 次の英文を読み、以下の問いに答えなさい。

(A) The ripples Donald Trump has sent through American and global democracy extend far beyond a mere change in administration. They represent a highly conscious attempt to alter the very nature of the "Rule of Law" that supports the modern state. We must now confront the perilous intersection of Trump's political methods and the school of thought known as "Legal Positivism." At its core, as systematized by H.L.A. Hart and others, Legal Positivism asserts the "separation of law and morality." Whether a norm qualifies as "law" depends not on its inherent justice, but solely on the "social fact" of its enactment by a proper authority through proper procedures. While this formalism has shielded legal stability in diverse societies, in Trump's hands, it transforms into a sharp "weapon" used to dismantle the existing order and enforce the will of power.

For Trump, law is not a universal spirit to be upheld but a tool to justify his own volition. This "instrumentalization of law" is evident in both domestic judicial appointments and international politics. (...) When law loses its "soul" and becomes a mere formal vessel, it easily becomes a vanguard for authoritarianism. In the post-Trump era, our mission is to maintain the clarity of legal formalism while continuously breathing the democratic soul of "the pursuit of justice" into that vessel.

問 1： 下線部(A)を日本語に訳しなさい。

問 1 のポイント

- **Ripples:** 「波紋」「影響」と訳するのが標準的ですが、単なる現象ではなく、後続の文で語られる「変質 (alter)」の前兆としてのニュアンスを汲み取れているかが鍵。
- **Administration:** ここでは「行政」ではなく「政権」と訳すべき。
- **解答例:** 「ドナルド・トランプが米国および世界の民主主義に投じた波紋は、単なる政権交代という枠組みを遥かに超えるものである。」

問 2： 本文で示されている H.L.A.ハートらの「古典的な法実証主義」と、トランプ政権に見られる「法の道具化 (instrumentalization of law)」を伴う態度は、それぞれ「法の役割」をどのように捉えているか。両者の相違点に焦点を当てて説明しなさい。

問 2 のポイント

- **古典的実証主義:** 法の役割は「法的安定性」と「予測可能性」の確保にある。道徳を切り離すのは、客観的なルールを確立するためである。
- **トランプ的態度:** 法の役割は「権力者の意志の貫徹」にある。形式的な合法性を利用して、既存の慣習や道徳的制約を無効化する「武器」として法を捉えている。

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

問 3： 問 2 での分析を踏まえ、現代における「法の支配（Rule of Law）」の正当性について論じなさい。その際、以下の 2 つの点に必ず言及すること。

- ・ 形式的な「合法性（Legality）」が、実質的な「正当性（Legitimacy）」を侵食するリスクについて。
- ・ ポピュリズムの潮流の中で、法実証主義的な「形式への忠誠」は民主主義を守る盾となり得るのか、あるいは独裁を助長する武器となり得るのか。

問 3 のポイント

- **高度な視点：** 現代の法実証主義者が直面するパラドックス（法を厳格に適用しようとするほど、それが政治的に利用される皮肉）に触れると評価が高い。
- **キーワードの活用：** 本文にある「空虚な器（formal vessel）」や、ラートブルフ的な「不正な法」の概念を引用しつつ、現代における「法の支配」が単なる手続きではなく、いかに民主的な「正義」と結びつくべきかを論理的に構成することが求められる。

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻
【 法学研究科 博士後期課程 】
試験科目
【 独語 】

【出題意図】

ドイツ語に関する基本的な文法知識および法律用語についての理解度を問う。

問 次のドイツ語を日本語に翻訳しなさい。

(<https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/>より)

解答例

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻
【 法学研究科 博士後期課程 】
試験科目
【 仏語 】

【出題意図】

フランス語法律文書の読解・理解力を問う。

問 下記は 2025 年 12 月 1 日時点で有効なフランス憲法（Constitution du 4 octobre 1958）の 13 条および 56 条である。それを読んで、フランス憲法院（憲法評議会と訳すこともある）の院長や委員の任命方法を説明しなさい。

Article 13 Le Président de la République signe les ordonnances et les décrets délibérés en Conseil des ministres. Il nomme aux emplois civils et militaires de l'Etat. Les conseillers d'Etat, le grand chancelier de la Légion d'honneur, les ambassadeurs et envoyés extraordinaires, les conseillers maîtres à la Cour des comptes, les préfets, les représentants de l'Etat dans les collectivités d'outre-mer régies par l'article 74 et en Nouvelle-Calédonie, les officiers généraux, les recteurs des académies, les directeurs des administrations centrales, sont nommés en Conseil des ministres. Une loi organique détermine les autres emplois auxquels il est pourvu en conseil des ministres ainsi que les conditions dans lesquelles le pouvoir de nomination du Président de la République peut être par lui délégué pour être exercé en son nom. Une loi organique détermine les emplois ou fonctions, autres que ceux mentionnés au troisième alinéa, pour lesquels, en raison de leur importance pour la garantie des droits et libertés ou la vie économique et sociale de la Nation, le pouvoir de nomination du Président de la République s'exerce après avis public de la commission permanente compétente de chaque assemblée. Le Président de la République ne peut procéder à une nomination lorsque l'addition des votes négatifs dans chaque commission représente au moins trois cinquièmes des suffrages exprimés au sein des deux commissions. La loi détermine les commissions permanentes compétentes selon les emplois ou fonctions concernés. Article 56 Le Conseil constitutionnel comprend neuf membres, dont le mandat dure neuf ans et n'est pas renouvelable. Le Conseil constitutionnel se renouvelle par tiers tous les trois ans. Trois des membres sont nommés par le Président de la République, trois par le président de l'Assemblée nationale, trois par le président du Sénat. La procédure prévue au dernier alinéa de l'article 13 est applicable à ces nominations. Les nominations effectuées par le président de chaque assemblée sont soumises au seul avis de la commission permanente compétente de l'assemblée concernée. En sus des neuf membres prévus ci-dessus, font de droit partie à vie du Conseil constitutionnel les anciens Présidents de la République. Le Président est nommé par le Président de la République. Il a voix prépondérante en cas de partage. 出典（2025 年 12 月 1 日確認）：https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006071194
--

【解答欄】

【評価のポイント】以下の諸点を的確に説明していること。①任命権者がそれぞれ 3 名の委員を任命するが（56 条 1 項 3 文）、これとは別に元大統領は当然に終身の委員となる（56 条 2 項）。② 3 名の任命権者とは共和国大統領（フランス大統領）、国民議会議長、上院議長である（56 条 1 項 3 文）。③院長の任命権者は大統領である（56 条 3 項前段）。④国民議会議長や上院議長による任命にさいしては、各議会の常任委員会での公開協議を経て、その意見を聴取する（56 条 1 項 5 文）。常任委員会における反対票の合計が委員会の投票総数の 5 分の 3 以上となる場合、任命を行うことができない（56 条 1 項 4 文、13 条 5 項 2 文）。

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 博士後期課程 】
試験科目 【 小論文 （社会人特別） 】

1. 出題内容

【問題】 いわゆる「SNS 炎上」をいくつかの類型に分類し、それぞれどのような「刑事責任」と「民事責任」が生じるか論じなさい。
その際、表現の自由との兼ね合いについても言及すること。

2. 出題の意図および評価基準

本問は、現代的な社会事象を法的観点から分析・構成する能力（リーガルマインド）を測定するために作成したものである。特定の判例知識の有無のみを問うものではなく、以下の三点を主たる評価項目とした。

(1) 未分化な事実の法的構成力（定義・分類能力） 「炎上」という多義的かつ法的に未定義な概念について、受験者自身が法益侵害の類型（名誉毀損、業務妨害、プライバシー侵害等）に基づき整理・分類できるかを問うた。漫然と事象を羅列するのではなく、保護法益ごとのカテゴリー化ができている答案を評価の対象とした。

(2) 刑事責任と民事責任の制度趣旨の理解 同一の事象に対し、刑事上の構成要件該当性と、民事上の不法行為責任の成否を峻別して論じられるかを判定した。特に、刑事責任における罪刑法定主義（厳格な解釈・謙抑性）と、民事責任における損害の公平な分担（被害者救済）という、両制度の目的の差異を意識した論述を求めた。

(3) 憲法上の権利との調整（比較衡量） 表現の自由（憲法 21 条）と人格権・営業権等の衝突場面において、刑法 230 条の 2（公共の利害に関する特例）や民事上の真実性の法理等を用い、論理的な調整・限界付けができているかを見た。結論の是非よりも、その導出過程における法的推論の整合性を重視した。

(4) 社会経験に基づく実践的対応力（社会人選抜における評価視点） 本試験は社会人特別選抜を含むことから、単なる知識の多寡のみならず、実社会での経験に裏打ちされた多角的な視点や、紛争解決におけるバランス感覚（調整能力）を有しているかを測ることも意図した。抽象的な法規範を、現実生起する社会的事象に適用する際の実践的な対応力の有無を評価した。

3. 模範解答例

本研究科は公法学・私法学の専攻別選抜を行っているが、問題は共通であるため、それぞれの専攻適性を考慮した二通りの解答例を記録として以下に示す。

【類型A：公法学（憲法・刑法）専攻を想定した解答例】

（要旨：刑罰権の謙抑性と表現の自由の優越的地位への言及）

本問における「SNS 炎上」について、法的責任の観点から、①個人の社会的評価を低下させる「名誉毀損型」と、②虚偽事実の流布等による「業務妨害型」に分類して検討する。

第一に刑事責任である。①については名誉毀損罪（刑法 230 条）等が、②については信用毀損罪・偽計業務妨害罪（同 233 条）等が成立する。しかし、刑事罰は国家刑罰権の発動であり謙抑的であるべきこと、および表現行為への萎縮効果を考慮し、構成要件該当性の判断は厳格になされるべきである。

第二に民事責任である。被害者は加害者に対し、不法行為（民法 709 条）に基づく損害賠償請求が可能である。民事責任は被害者の救済と損害の公平な分担を目的とするため、刑事責任よりも広い範囲で違法性が肯定される傾向にある。

第三に表現の自由（憲法 21 条）との調整である。SNS 上の表現も憲法上の保護を受けるが、絶対無制約ではない。その調整原理として、刑法 230 条の 2 および民事上の判例法理は、(1)公共の利害に関する事実、(2)公益を図る目的、(3)真実性の証明、の三要件を満たす場合に違法性を阻却する。したがって、公益性を欠く私的な誹謗中傷や真実性のない投稿は、表現の自由の保護範囲外として法的責任を免れない。一方で、正当な批判・論評については、表現の自由の価値を尊重し、責任追及に慎重であるべきと解する。

【類型B：私法学（民法・商法）専攻を想定した解答例】

（要旨：権利侵害の具体性と被害回復の実効性への言及）

SNS 炎上について、本稿では他者の権利利益を侵害する行為として捉え、①「人格権侵害型（名誉・プライバシー）」および②「経済的利益侵害型（信用・業務）」の二類型に分類し、法的責任を論じる。

まず民事責任について検討する。①においては名誉権・プライバシー権侵害として、②においては営業権・信用権侵害として、不法行為（民法 709 条）に基づく損害賠償責任が生じる。また、原状回復措置としての謝罪広告（同 723 条）や、人格権に基づく差止請求権の行使も認められるべきである。プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求等の手続的保障も、権利救済の実効性を高める上で不可欠な要素となる。

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

次に刑事責任についてである。①は名誉毀損罪（刑法 230 条）等、②は信用毀損罪・偽計業務妨害罪（同 233 条）等の構成要件に該当する可能性がある。悪質性が高く、社会的に許容しがたい態様の侵害については、刑事罰による制裁が正当化される。

最後に表現の自由（憲法 21 条）との関係である。表現の自由は重要であるが、他者の権利を侵害する権利の濫用までは許容されない。民事上の不法行為においては、摘示事実の公共性・公益目的・真実性（または相当性）が認められる場合に限り、違法性が阻却される（真実性の抗弁）。この要件を満たさない誹謗中傷やデマの拡散については、表現の自由による免責は及ばず、厳格に法的責任を問うべきであると解する。

2026 年度 駒澤大学大学院 2 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻
【 法学研究科 博士後期課程 】
試験科目
【 小論文 （外国人留学生） 】

【出題意図】

司法部門と他の政治権力部門との関係についての、基本的な概念や過去の事例に関する知識を問うと共に、解答者の現状に対する認識を確認するものである。

なお、設問において日本あるいはアメリカ合衆国との限定を付したのは、本学は日本国に所在する大学であるということ、また、日本におけるメディアにおいてはアメリカの司法部門と政治権力部門（連邦議会や大統領）の関係が比較的よく報道されるからである（奇しくも 2026 年初頭、大統領の目玉政策に対する連邦最高裁判所判決が出された）。

【問題】 裁判所等の司法部門と政治の関係が問題になることがある。司法部門と政治に関して、どのような問題があるか論じなさい。その際、日本あるいはアメリカ合衆国を念頭に置くこと。

【解答のポイント】

教科書的な観点から設問を見て、まず最初に浮かぶのは、司法権の独立のことであろう。
これに関しては、教科書等ではまず間違いなく大津事件に言及される（あわせて同事件の問題にも言及される。そうすると、個々の裁判官の独立の話も出てくるだろう）。日本国憲法下の事例である浦和事件への言及があることが望ましい。

政治部門からのけん制ということであれば、裁判所の予算の話について触れるのもいいだろう。
裁判所の他の政治権力に対するけん制ということであれば、教科書的には違憲審査権への言及があってしかるべきであろう（反対側の話としては、裁判官の弾劾がある）。
また、教科書等ではあまり言及がないかもしれないが、たとえば立法機関の方で裁判所が下した判断を否定するような立法をすることもある。これも非制度的なものとはいえ、広い意味では、司法部門と他の政治権力部門との関係の話といえよう
（また、裁判所が立法を違憲とはしなくても、立法者の意図と異なるような解釈をする場合がなくはない。その極端な例としては、いわゆる反制定法（的）解釈があげられる）。

アメリカの場合、大統領権限の範囲が訴訟において問題になることが少なくない。大統領の権限を否定するような判決が出されれば、通常大統領は批判的なコメントを発表するが、これも両者（両権力部門）の関係を示す出来事だといえよう（他の権力部門の権限の範囲を、司法部門が決めるわけであるから、両部門の間に何らかの軋轢が生じるのは当然である）。

選挙で選ばれた存在（特に立法機関）とそうでない存在との関係においては、後者が前者にボールを投げることもある。日本における憲法訴訟ではそのような現象がまま見られる。これをどのように考えるかということも、両者の関係を考える際の一素材といえよう。
また、それはそもそも司法部門が取り扱う問題ではないという態度を見せることによって、結果的に、他の権力部門へ下駄を預ける形となることもある。それをどのように考えるかも必要となってくるだろう。

以上は、例示であって、これ以外の話を書いてはいけないという趣旨ではない（そのようなことは、博士課程志願者に対する設問の取り扱いとして好ましいものではないであろう）。

以上